

高知県公安委員会規程第2号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程を次のように定める。

平成25年5月30日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づく行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第2条 公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、公安委員会において行った次の各号に掲げる行政処分とする。

- (1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し
- (2) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示処分
- (3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
- (4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、公表しないものとする。

- (1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による国土交通大臣の同意又は法第23条第2項の規定による国土交通大臣からの要請に際し、国土交通大臣から当該公表対象処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- (2) 公安委員会において、当該公表対象処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合

(公表の内容)

第3条 公安委員会は、公表対象処分をしたときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 認定証番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市区町村の名称
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容

- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会
(公表の方法等)

第4条 前条の規定に基づく公表は、前条各号に掲げる事項を記載した別記様式の行政処分公表書を高知県警察本部交通部交通企画課に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、高知県警察本部のホームページにその内容を掲載することにより行うものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、当該公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

行政処分公表書

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公 安 委 員 会 第 号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	
	主たる営業所が 所在する市区町村	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。

2 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載すること。